

資料編

諮詢書

2笠総財第1239号
令和2年8月19日

笠置町総合計画審議会 会長 様

笠置町長 中 淳志

次期笠置町総合計画の策定について(諮詢)

次期笠置町総合計画の基本構想及び基本計画について、笠置町総合計画策定条例(令和元年条例第4号)第3条の規定に基づき、諮詢します。

なお、人口減少社会の中で持続可能なまちづくりを推進する観点から、次期総合計画と併せて、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律136号)第10条第1項に基づく、次期市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、貴審議会の意見を求めます。

答申書

令和4年3月18日

笠置町長 中 淳志 様

笠置町総合計画審議会
会長 新川 達郎

第4次笠置町総合計画の策定について(答申)

令和2年8月19日付2笠総財第1239号で諮詢のありました第4次笠置町総合計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので、笠置町総合計画審議会設置条例(昭和60年条例第8号)第2条の規定に基づき答申します。

○笠置町総合計画策定条例

令和元年6月12日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、笠置町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定について必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成等)

第2条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 まちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるもの

(2) 基本構想 目指す将来像、施策の基本方針及び大綱を示すもの

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示すもの

(4) 実施計画 基本計画を具現化するための毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画

(総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)を行うときは、あらかじめ笠置町総合計画審議会設置条例(昭和60年笠置町条例第8号) 第1条に規定する笠置町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、基本構想の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第5条 町長は、基本構想及び基本計画の策定等を行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている総合計画は、この条例に基づく総合計画が策定されるまでの間は、引き続き効力を有する。

○笠置町総合計画審議会設置条例

昭和60年6月21日

条例第8号

改正 昭和63年6月15日条例第11号

平成16年6月15日条例第6号

平成20年9月17日条例第19号

平成30年3月6日条例第5号

令和元年6月12日条例第3号

(目的)

第1条 本町の総合計画に関する事項について調査及び審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、笠置町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ笠置町総合計画の策定に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちより、町長が任命する。

(1) 町議会議員

(2) 公共的団体の役員

(3) 優れた識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となつた者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数の場合は会長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 審議会は必要に応じ、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は総務財政課において所掌する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第6号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第19号)抄

第1条 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第5号)抄

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第3号)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

笠置町総合計画審議会 委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	フリガナ	備考
会長	新川 達郎	ニイカワ タツロウ	優れた識見を有する者 (同志社大学名誉教授)
副会長	仲北 悅雄	ナカギタ エツオ	優れた識見を有する者
委員	植田 克巳	ウエダ カツミ	笠置町農業委員会 会長
委員	垣内 宏之	カイト ヒロシ	笠置町 区長代表
委員	鈴木 佐代子	スズキ サヨコ	優れた識見を有する者
委員	田中 正嗣	タナカ マサツグ	笠置町社会福祉協議会 副会長
委員	谷本 一榮	タニモト カズエ	笠置町民生委員 主任児童委員
委員	西 昭夫	ニシ アキオ	笠置町議会
委員	松井 克夫	マツイ カツオ	笠置町商工会 会長
オブザーバー	湯瀬 敏之	ユノセ トシユキ	京都府山城広域振興局副局長 (相楽東部未来づくりセンター センター長)
オブザーバー	山本 勇人	ヤマモト ハヤト	京都府山城広域振興局地域連携・振興部参事 (相楽東部未来づくりセンター 副センター長)

笠置町総合計画審議会 小委員会 委員名簿

(敬称略)

氏名	フリガナ	備考
仲北 悅雄	ナカギタ エツオ	○副会長
松井 克夫	マツイ カツオ	○委員
中西 隆夫	ナカニシ タカオ	一般社団法人観光笠置推薦者
山本 勇人	ヤマモト ハヤト	京都府推薦者
中井 秀治	ナカイ ヒデジ	京都銀行木津支店推薦者
石田 礼美	イシダ レミ	笠置保育所推薦者
上村 恵子	カミムラ ケイコ	相楽東部広域連合教育委員会推薦者
三樹 彰子	ミマス アキコ	相楽東部広域連合立笠置小学校推薦者

計画策定の経緯（アンケート調査結果の要諦）

第4次笠置町総合計画策定審議会経過報告

	実施日	内 容
第1回審議会	令和2年8月19日(水) 18時～ 笠置町産業振興会館 欠席委員なし	・委員委嘱、笠置町総合計画審議会設置条例第4条の規定により会長及び職務代理者を互選 ・新川会長より話題提供 ・スケジュール ・総合計画策定に対する町長からの諮問
第2回審議会	令和2年10月1日(木) 18時～ 笠置町産業振興会館 欠席委員なし	・第1回笠置町総合計画審議会結果説明 ・スケジュール ・地方版総合戦略に係る小委員会の設置について ・住民の意向把握について
第3回審議会	令和4年1月7日(金) 18時～ 笠置町産業振興会館 欠席委員なし	・第2回笠置町総合計画審議会結果説明 ・スケジュール（修正） ・第4次総合計画（素案）説明
第4回審議会	令和4年3月15日(火) 18時～ 笠置町産業振興会館 欠席委員なし	・第3回審議会結果説明 ・第4次総合計画（修正案）説明
	令和4年3月18日(金)	・答申

○小委員会

第1回小委員会	令和3年2月25日(木) (書面開催)	・小委員会設置、委員委嘱 ・「笠置町まち・ひと・しごと創生戦略」総括について ・次期創生戦略（案）について
第2回小委員会	令和3年3月29日(月) 14時～ 笠置いこいの館	・第1回笠置町総合計画審議会小委員会(書面開催)の審議結果説明 ・第2期笠置町まち・ひと・しごと創生戦略について

○住民アンケート、地区懇談会

住民アンケート	調査対象：町内全世帯 626 世帯（令和2年12月16日現在） 調査方法：郵送による配布・回収 調査期間：令和2年12月25日（金）～令和3年1月15日（金） 回収状況：調査対象数 626 件 不達数 8 件、有効回答数 196 件、有効回答率 31.3%
地区懇談会	○東部区 令和元年11月14日（木） 東部集会所 ○北部区 令和元年11月18日（月） 笠置町役場 ○飛鳥路区 令和元年11月25日（月） 飛鳥路集会所 ○切山区 令和元年11月28日（木） 切山区総合センター ○西部区 令和元年12月2日（月） 笠置会館 ○南部区 令和元年12月4日（水） 笠置町産業振興会館

●●● 用語集 ●●●

【英数】

3R(3アール) … リデュース (Reduce : 廃棄物等の発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の3つの頭文字をとったものです。

8050問題 … ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう問題のこと、「80代の親と50代の子」になぞらえてこのように呼ばれています。

AI(エーアイ) … 「Artificial Intelligence(人工知能)」の略称で、学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピュータシステムのことです。人間と並肩するようなAIは開発されていませんが、様々な分野で活用され成果を上げています。

DX(ディーエックス) … デジタル・トランスフォーメーションのこと。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。

GIGAスクール(ギガスクール) … 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することです。

ICT(アイシーティー) … 「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」と訳されます。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称のことです。

IoT(アイオーティー) … 「Internet of Things(モノのインターネット)」の略称で、家電、自動車、ロボットなどあらゆるもののがインターネットにつながり、情報をやりとりすること。利便性が向上したり、新たな製品・サービスが生まれています。

LGBTQ(エルジービーティキュ) … 一般的に、性的指向及び性自認に関する次のことです。

L：女性の同性愛者 (Lesbian：レズビアン)

G：男性の同性愛者 (Gay：ゲイ)

B：両性愛者 (Bisexual：バイセクシャル)

T：こころの性とからだの性との不一致 (Transgender：トランスジェンダー)

Q：自分の性について迷っている人、決まっていない人、あえて決めていない人 (Questioning：クエスチョニング)

NPO(エヌピーオー) … 「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のことです。

SDGs(エスディージーズ) … 平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むた

め、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死的に重要な貢献をするものとされています。

SNS(エスエヌエス) … Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。Facebook、Twitter、Instagram、LINEなどのサービスがあります。

【あ】

アウトソーシング … 業務・作業の外部委託のことです。

アクティビティ … 活動や過ごし方のことを指します。

アドバイザリーボード … 一般には経営上の助言などを目的に設置された、社外の有識者らによって構成される会議体のことを指しますが、本計画上では住民からの意見を広く聴取し、町の政策・施策に反映させる仕組みとして位置づけています。

インバウンド … 外国人の訪日旅行、または、訪日旅行客のことです。

お茶の京都DMO … お茶の京都とは、日本茶文化を創造し、全国に普及させてきた「宇治茶」や茶畠景観等の山城地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）の価値を再認識し、さらに磨きをかけ、世界に向かって発信することにより、多くの人が訪れる大交流圏を創出し、日本の茶文化の一大拠点にする取組のことです。DMOとは、「Destination Marketing/Management Organization」の略称で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす法人のことです。

【か】

河川のオープン化 … 河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有するものですが、「河川をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したい！」という要望の高まりを受け、平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等の方も、河川敷地の利用が可能となったことを指します。

ガバメントクラウド … 政府共通のクラウドサービスの利用環境のことです。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつ安全でコスト効率の高いシステムを構築可能とし、利用者にとって利便性の高いサービスをいち早く提供し改善していくことを目指します。

関係人口 … 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことです。

京都水道グランドデザイン … 人口減少社会の到来等、水道事業を取り巻く厳しい環境の変化に対応し、将来にわたる安心・安全な水道水の供給体制を築くため、府内全域の水道事業の方向性を示したものです。

交流人口 … その地域に一定の目的(ビジネス、観光、週末居住、二地域居住等)で訪れる人です。

【さ】

指定管理者制度 … 公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ろうとするものです。

スマートワークオフィス … ICTの利用により時間や場所を選ばない働き方を可能にしたり、人間の感覚に頼っていた部分をIoTで得られるデータで置き換えて生産性を高めるといったスマートワークを行うためのオフィスです。

セーフティネット … 経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合、最低限の生活を保障してくれる、社会的な制度や施策のことです。

【た】

第4次産業革命 … 第4次産業革命とは、18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、技術革新を指します。主にIoT及びビッグデータ、AIといった技術革新により、①大量生産・画一的サービス提供から個々にカスタマイズされた生産・サービスの提供、②既に存在している資源・資産の効率的な活用、③AIやロボットによる、従来人間によって行われていた労働の補助・代替などが可能となります。企業などの生産者側からみれば、これまでの財・サービスの生産・提供の在り方が大きく変化し、生産の効率性が飛躍的に向上する可能性があるほか、消費者側からみれば、既存の財・サービスを今までよりも低価格で好きな時に適量購入できるだけでなく、潜在的に欲していた新しい財・サービスをも享受できることが期待されます。

ダイバーシティ … 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

タイムライン … 「時刻表」「時間割」を意味し、防災上においては災害の発生を前提に、防災機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のことです。

タウンプロモーション … 定住人口を増やすために、町の魅力を発掘・再確認して、町内外へ積極的に発信する取組のことです。

地域おこし協力隊 … 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のことです。

地域活性化起業人 … 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置です。

地域プロジェクトマネージャー … 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠ですが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」が不足しています。そこで、市町村がそうした人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度です。

デマンド交通 … ルートや時刻、発着地があらかじめ決められているものではなく、予約があったのみ運行する方式で、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関のことです。

テレワーク … ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。

【は】

ハザードマップ … 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。

パブリックコメント … 行政機関が重要な政策などを定めようとする場合に、あらかじめ政策などの案を公表して、その案について広く市民から意見を募集し、その意見を考慮したうえで最終的な意思決定を行う制度です。

バリアフリー … 高齢者や障がい者が社会参加をする上の障壁を取り除くことです。

パンデミック … 感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかつたためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことが懸念されています。

ブラッシュアップ … 磨き上げること、現在よりさらに良い状態にすることです。

マイクロツーリズム … 自宅からおよそ1時間～2時間圏内の地元や近隣への短距離観光のことです。

【や】

ユニバーサルデザイン … 年齢、体格、能力、性別、国籍などの違いにかかわらず、全ての人が安心・安全で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることとそのプロセスのことです。

【ら】

リソース … 資源、供給源、物資などのことです。

【わ】

ワークショップ … さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のことです。

第4次笠置町総合計画
(発行年月：令和4年(2022)年3月)

発行 笠置町
編集 笠置町役場 総務財政課 政策企画係
〒619-1303 京都府相楽郡笠置町笠置西通 90-1
TEL : 0743-95-2301
FAX : 0743-95-2961